

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。



スマホ
などから

右記コードを
読み取り、
アクセスして
ください

＜しおり・約款用＞



パソコン
などから

- ① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック
- ② 「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック
- ③ 検索番号「04372」を指定し、検索するをクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。



くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

第一フロンティア生命の「お客さま第一の業務運営方針」

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、
Daiichi Lifeグループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、取組みを推進していきます。



くわしくは、
左記コードから
ご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 比谷フォートタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年4月版

☎B25F5470(2026.02.06) F8755-02 '26年3月作成 ラ

第一フロンティア生命の定額年金

しんきんらいふ年金DF

2026年4月版



プレミアパートナー

通貨指定型個人年金保険（24）



米ドル建

豪ドル建

円建

✓ 人生100年時代…
長生きして楽しく過ごしたい

✓ でも貯蓄を
取り崩し続けるのは不安…



安心して長生きできる
しくみがあるといいな…

選べる年金の「受取期間」と「しくみ」で、お客さまのセカンドライフを応援します

受取期間
×
しくみ

終身年金（一生涯）
指数なし（決まった金額）
▶P3・4

確定年金（決まった期間）
指数なし（決まった金額）
▶P5・6

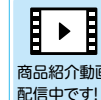
終身年金（一生涯）
指数あり（ふえる期待）
▶P7・8

確定年金（決まった期間）
指数あり（ふえる期待）
▶P9・10

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



商品紹介動画
配信中です！



個人年金保険のお申込みは当金庫へ

【引受保険会社】

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

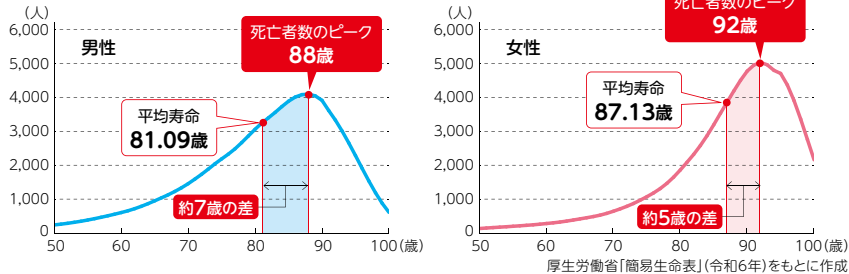
第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

1.この商品は、預金保険制度の対象ではありません。 2.この商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

1 想像するよりも、セカンドライフは長くなりそうです

平均寿命と、実際の死亡者数のピークの年齢には差があります

年齢別死亡者数(出生数を10万人とした生命表の年齢別死亡率をもとに算出)



平均寿命とは別に、「平均余命」の考え方もあります

平均余命(各年齢の人が今後生きられると予測される平均の年数)

現在の年齢	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	42年	33年	24年	16年	9年
女性	48年	38年	29年	20年	12年

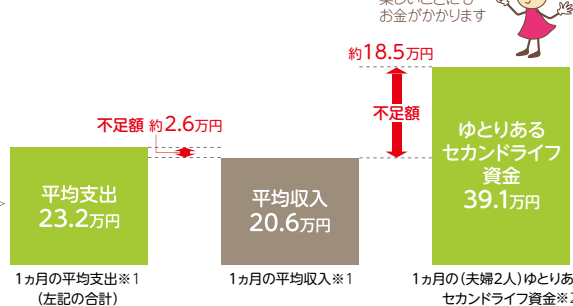
厚生労働省「簡易生命表(令和6年)」をもとに小数第1位を四捨五入して表示

2 “長生き”はもちろんうれしい… でも、生活していくのに「必ずかかる費用」があるのも事実です

平均支出の内訳(月額)※1

食費	6.1万円
住居費	1.5万円
光熱・水道費	2.0万円
家具・家事用品費	0.9万円
被服・履物費	0.5万円
保健医療費	1.3万円
交通・通信費	2.4万円
教育・教養娯楽費	2.0万円
その他(交際費等)	4.1万円
税・社会保険料等	2.5万円

家計の収支(世帯主が65歳以上の無職世帯の場合)



※1 総務省統計局「家計調査 家計収支編(詳細結果表)」の2022年～2024年を平均
※2 (公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2025(令和7)年度)

長生きする中で、例えば要介護状態になると、さらに支出がふえるかもしれません

要介護度別の毎月の費用(目安) *公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

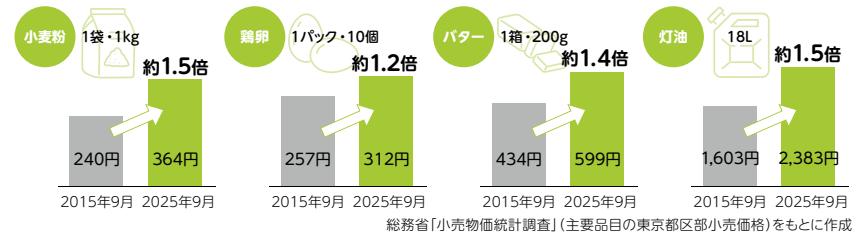
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5.4万円 (年額64.8万円)	7.5万円 (年額90.0万円)	8.5万円 (年額102.0万円)	12.4万円 (年額148.8万円)	11.3万円 (年額135.6万円)

(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに作成

3 インフレが続くと、 支出と収入の差(不足額)はさらに大きくなりそうです

支出 生活必需品は値上がり傾向です

物価上昇の例(10年前との比較)



収入 公的年金額の伸びは賃金や物価の伸びについていけるでしょうか

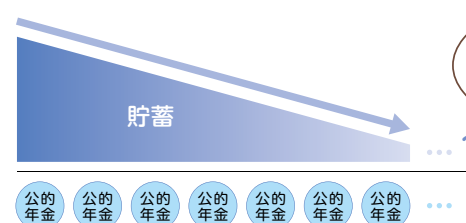
<物価上昇時の年金イメージ>



公的年金額の計算には、
現役人口の減少や平均余命の延びなどに合わせて、
水準を抑制するしくみ(マクロ経済スライド)が導入されています。

4 まとめ 不足額を大切な貯蓄から取り崩していくと、 いつかは無くなってしまうかもしれません…

<イメージ>

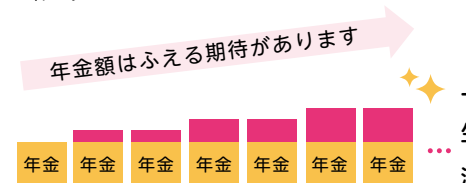


楽しく長生きしたいけれど、
資金が底を
ついてしまいそうで不安…

公的年金
だけで足りるかな…

貯蓄の一部を活用して、 どんなに長生きしても、“一生涯”尽きることなく年金を受け取れるしくみがあります!

<イメージ>



このしくみがあれば
安心してお金を
「楽しいこと」にも
使えるね♪

ポイント

終身
年金

ご契約の1ヵ月後から、
一生涯にわたって年金を受け取れます。

*年6回払では、2ヵ月後からとなる場合があります。

▶P13

ポイント

指数
なし

ご契約時に年金額が
指定通貨建で確定します。

ポイント

万一の
場合

- 年金支払保証期間中は
ご家族(後継年金受取人)が継続して
年金を受け取れます。
- 年金の受取総額は、
一時払保険料の 100%・110%・120% を
指定通貨建で保証します。

⚠ 外貨建の場合、円建ての保証はありません。

しくみ図(イメージ) しきみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

ご契約例	契約者	
	被保険者	本人
	年金受取人	
	後継年金受取人	配偶者
	年金総額保証割合	100%

初期費用の負担
はありません

通貨・年金総額保証割合 ▶P15 を
選択できます。

指定通貨	年金総額保証割合
米ドル	100%
豪ドル	110%
円	120%

*ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別・年金総額保証割合があります。

一時払
保険料
(基本
保険金
額)

指定
通貨建

最短1ヵ月後
からお受取り

年金 (指 定 通 貨 建)

ポイント
万一の
場合



年金額は

- ・終身年金(指数あり)の「定額部分の年金額」と比べて大きくなります。
- ・年金総額保証割合が小さいほど、大きくなります。▶P15

*年金総額保証割合以外の条件が同じ場合

年金支払期間(終身)

年金支払保証期間:年金の合計額が

一時払保険料の 100% に達するまでの期間

*年金支払保証期間経過後に、被保険者(本人)が亡くなった場合、
以後の年金のお支払いはありません。

契約日(年金支払開始日)

年金の“便利”お受取り機能

- 外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。
また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P37・38

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

- 年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P13



万一の
場合



後継年金受取人がお受取り



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P42~46

ポイント

確定
年金

ライフプランにあわせて、
年金の受取りを開始する時期と
受取期間を選べます。



ポイント

指数
なし

ご契約時に年金額が
指定通貨建で確定します。

ポイント

万の
場合

ご家族(後継年金受取人)が
継続して年金を受け取れます。

しくみ図(イメージ) しきみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

ご契約例	契約者	本人
	被保険者	本人
	年金受取人	本人
	後継年金受取人	配偶者
	据置期間	5年
	年金支払期間	25年

初期費用の負担
はありません

据置期間中の死亡給付金額・解約返還金額を抑えることで、
年金額を大きくするしくみです。

年金額は

- ・確定年金(指数あり)の「定額部分の年金額」と比べて大きくなります。
- ・据置期間が長いほど、年金支払期間が短いほど、大きくなります。

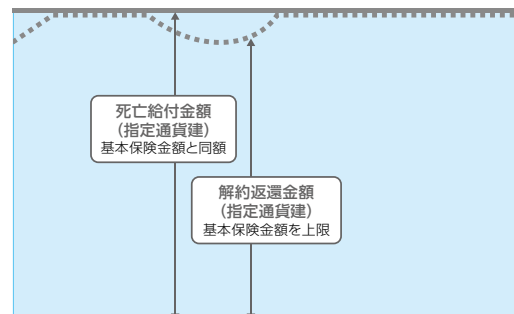
*据置期間・年金支払期間以外の条件が同じ場合

通貨・据置期間・年金支払期間を
選択できます。

指定通貨	据置期間	年金支払期間
米ドル	1年	10年 15年 20年 25年 30年 35年 40年
豪ドル	10年	
円	の 1年ごぞみ	

一時払
保険料
(基本
保険
金額)

指定
通貨
建



*ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない指定通貨・年齢・据置期間・年金支払期間があります。

契約日

据置期間(5年)

年金支払開始日

年金(指定通貨建)

ポイント
万の
場合

万の
場合

後継年金受取人のお受取り

年金の“便利”お受取り機能

- 外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。
また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P37・38

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

- 年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P13

確定年金の年金額

<イメージ>

小 年金 大

据置期間	1年 ... 10年
年金支払期間	40年 ... 10年

*据置期間、年金支払期間以外の条件が同じ場合



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P42~46

ポイント

終身年金

ご契約の1ヵ月後から、
一生涯にわたって
年金を受け取れます。

*年6回払では、2ヵ月後からとなる場合があります。

▶P13

ポイント

指数あり

参照指数の上昇による、年金額の上乗せが期待できます。

年金額は、
定額部分の年金と
上乗せ部分の年金の
合計額となります。

定額部分の年金

ご契約時に指定通貨建て
確定します。

上乗せ部分の年金

毎年の年金支払日の前日の参照指数が、

ケース① 1年前より上昇した場合、新たな上乗せがあります。

ケース② 1年前より上昇しなかった場合は、新たな上乗せはありません。

*第1回の年金については、「上乗せ部分の年金」はありません。

しくみ図(イメージ) しくみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

契約者	本人
被保険者	本人
年金受取人	本人
後継年金受取人	配偶者
年金総額保証割合	100%

通貨・年金総額保証割合 ▶P15 を
選択できます。

指定通貨	年金総額保証割合
米ドル	100%
豪ドル	110%
円	120%

*ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別・年金総額保証割合があります。

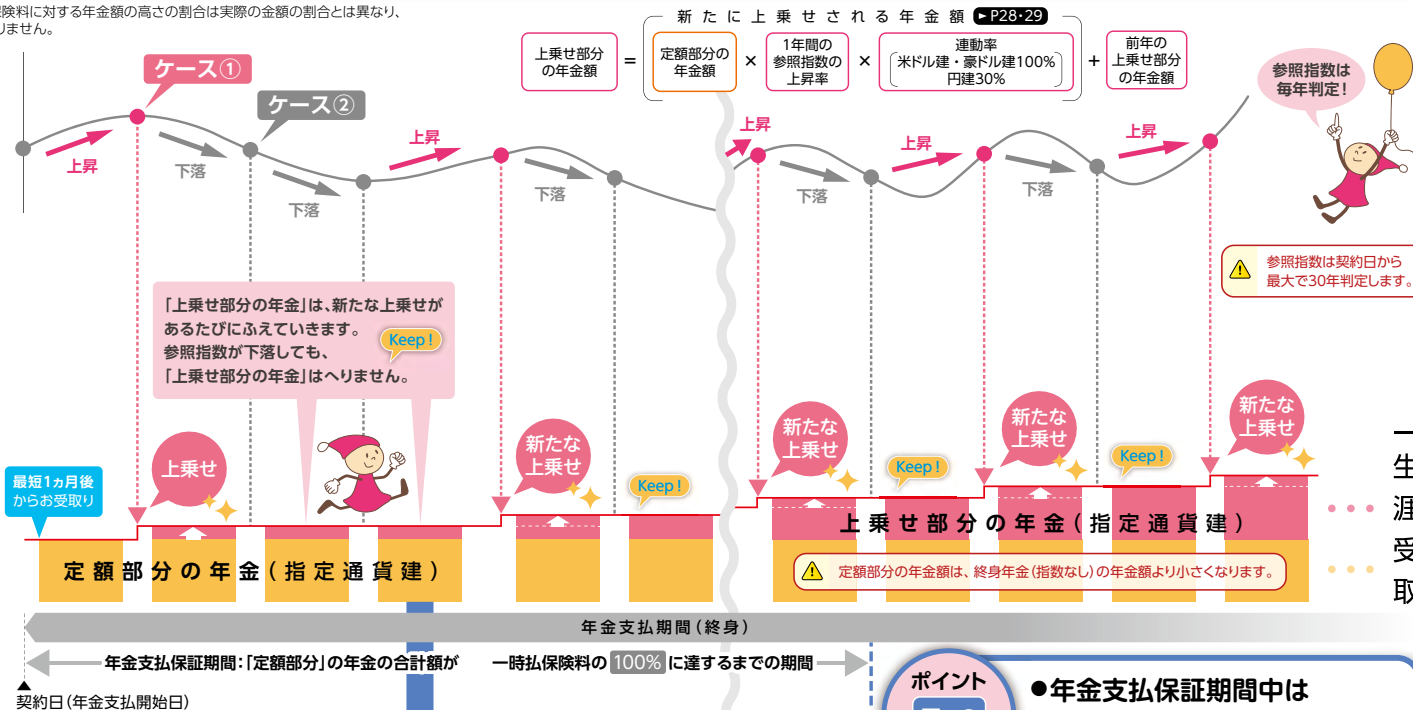
参照指数(イメージ)

↑ 1年前より上昇
↓ 1年前より下落

初期費用の負担
はありません

一時払
保険料
(基本保険金額)

指定
通貨建て



年金の“便利”お受取り機能

●外貨建の場合、お受取りごとに**指定通貨または円貨**を選択できます。

また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに**為替手数料はかかりません**。▶P37・38

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

●年金のお受取りは、**年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払**から選択できます。▶P13

万一の場合

「上乗せ部分の年金」も継続してお受取り
⚠ 被保険者死亡後は新たな上乗せはありません。

後継年金受取人のお受取り

ポイント 万一の場合

●年金支払保証期間中は
ご家族（後継年金受取人）が
継続して年金を受け取れます。

●年金の受取総額は、**定額部分の年金**のみで
一時払保険料の **100%・110%・120%** を
指定通貨建てで保証します。

⚠ 外貨建の場合、円建ての保証はありません。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P42~46

⚠ 年金支払期間中、参照指数が一度も「1年前より上昇」しなかった場合、年金支払期間にわたって上乗せ部分の年金額はゼロとなります。▶P28・29

ポイント 確定年金

ライフプランにあわせて、年金の受取りを開始する時期と受取期間を選べます。

ポイント 指数あり

参照指数の上昇による、年金額の上乗せが期待できます。

年金額は、
定額部分の年金と
上乗せ部分の年金の
合計額となります。

定額部分の年金

ご契約時に指定通貨建てで確定します。

上乗せ部分の年金

毎年の年金支払日の前日の参照指数が、

ケース① 1年前より上昇した場合、新たな上乗せがあります。

ケース② 1年前より上昇しなかった場合は、新たな上乗せはありません。

*据置期間中も毎年上乗せの判定を行い、上昇率の合計をもとに年金額が上乗せされます。

しくみ図(イメージ)

しくみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

契約者	被保険者	本人
年金受取人	後継年金受取人	配偶者
据置期間	年金支払期間	5年
25年		

参照指数(イメージ)
↑ 1年前より上昇
↓ 1年前より下落

据置期間中も毎年、上乗せの判定を行います

初期費用の負担はありません

この図の場合、(a+b+c)の上昇率の合計をもとに1回目の年金に上乗せされます

通貨・据置期間・年金支払期間を選択できます。

指定通貨	据置期間	年金支払期間
米ドル	1年	10年
		15年
		20年
豪ドル	10年	25年
		30年
円	の	35年
	1年きざみ	40年

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢・据置期間・年金支払期間があります。

一時払保険料

指定通貨建て

死亡給付金額(指定通貨建て)
基本保険金額と同額

解約返還金額(指定通貨建て)
基本保険金額を上限

据置期間(5年)

契約日

年金支払開始日

年金支払期間(25年)

年金の“便利”お受取り機能

●外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。

また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P37・38

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

●年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P13

定額部分の年金

<イメージ>

据置期間	1年	...	10年
年金支払期間	40年	...	10年

*据置期間、年金支払期間以外の条件が同じ場合

ポイント 万ーの場合

- ご家族(後継年金受取人)が継続して年金を受け取れます。
- 上乗せ部分の年金も、継続して受け取れます。

⚠ 被保険者死亡後は新たな上乗せはありません。

後継年金受取人がお受取り

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P42~46

⚠ 据置期間中および年金支払期間中、参照指数が一度も「1年前より上昇」しなかった場合、年金支払期間にわたって上乗せ部分の年金額はゼロとなります。▶P28・29

参照指数について ※P31・32

参照指数の値については、
右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）から
ご確認いただけます。



●参照指数は、指定通貨ごとに以下のとおりです。

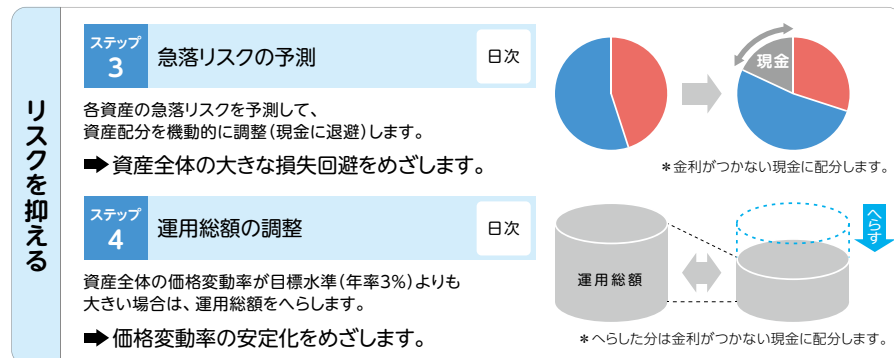
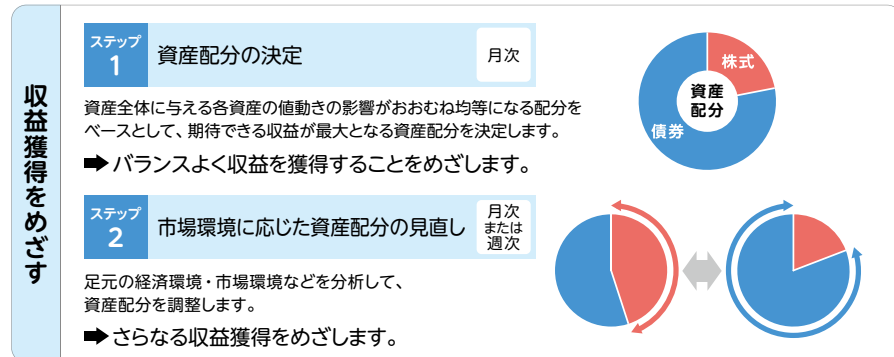
指定通貨	米ドル	豪ドル	円
参照指数	世界資産分散投資指数(米ドル)	世界資産分散投資指数(豪ドル)	世界資産分散投資指数(円)
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル		
指数助言会社	パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社		

*パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社は、第一生命ホールディングス株式会社100%出資の資産運用子会社です。

●参照指数は、国内外の株式・債券に分散投資した結果を反映し算出されます。



●一定のルールに基づきリスク(価格変動)を抑え、安定的な収益獲得をめざします。

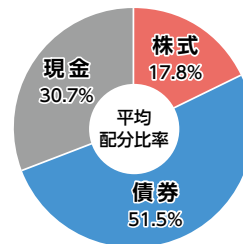


*参照指数について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

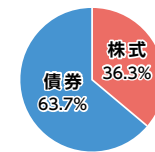
参考 参照指数と年金額のシミュレーション

〈各資産の配分比率(米ドル建・豪ドル建・円建)〉 *2007年5月1日から2025年11月末まで運用したと仮定

株式 債券 現金

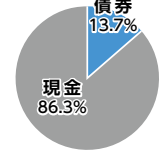


1 2017年2月2日の配分比率



1 のように
市場が安定的に成長している
局面では、株式の配分比率が
多くなっています。

2 2020年3月24日の配分比率



2 のように
市場急変時などには、現金の
配分比率が多くなっています。

〈当参照指数の値の推移〉 *2007年5月1日から2025年11月末まで運用したと仮定 *2007年5月1日を100として算出

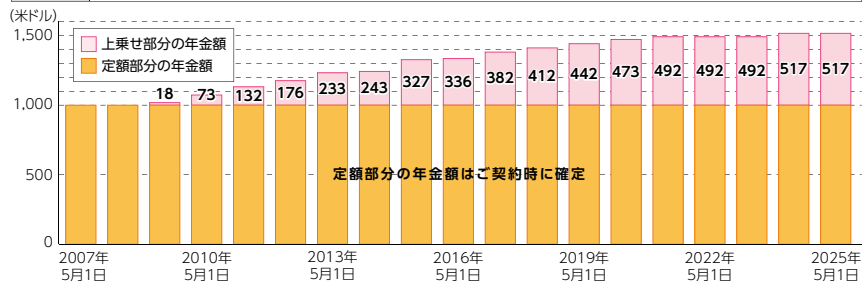


*このグラフは、「世界資産分散投資指数(米ドル・豪ドル・円)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、
2007年5月1日を100として算出した当参照指数の値の推移をグラフ化したものです。

*運用にかかる費用控除後、受取時の課税前を前提としています。
*円建の場合、上乗せされる年金額の算出において、当参照指数の上昇率に対する連動率は30%です。

〈当参照指数の値の推移に基づいた年金額のシミュレーション(米ドル建)〉

【期間】2007年5月1日を契約日とし、2025年5月1日まで運用を行い、年金を受け取ったと仮定
前提条件
【年金の種類】終身年金・指数あり、【定額部分の年金額】1,000米ドル、【費用など】運用にかかる費用控除後、受取時の課税前
【その他】上乗せ部分の年金額は、小数点以下を切り捨てて表示



・上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
・各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切の責任を負いません。

指数あり

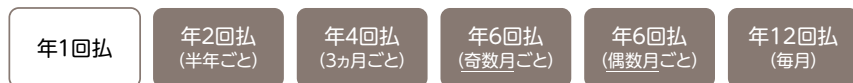
年金の 受取り方①

年1回のお受取り以外にも、 分割してお受け取りいただけます。▶P30

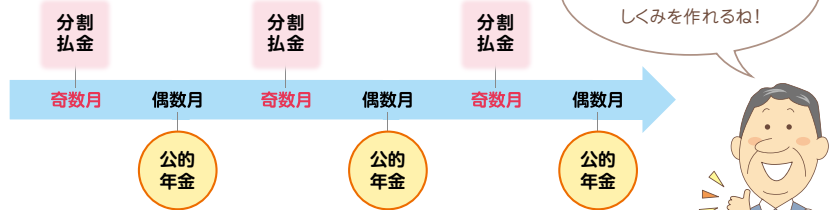
- 毎年(年1回)お受け取りいただく年金を、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、分割してお受け取りいただけます。

* 分割払金額(「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額)が、米ドル建は500米ドル、豪ドル建は500豪ドル、円建は5万円を下回る場合はお取扱いできません。

<選択できる受取回数(分割払回数)>



<分割でのお受取り例> 年6回払(奇数月ごと) の場合



* 上記は年金受取のサイクルを示すイメージ図であり、分割払金が公的年金と同額であることを示すものではありません。

例えば、**終身年金** で契約日が7月1日の場合、分割払日は以下のとおりです。

分割払日 受取回数	初年度												翌年度	
	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1
年1回払		○											○	
年2回払	契	○					○						○	
年4回払	約	○		○			○			○			○	
年6回払(奇数月)			2回分#1		○		○		○		○		○	
年6回払(偶数月)	日	○		○		○		○		○		○		○
年12回払	2回分#2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

* 1 年6回払で第1回の分割払日が年金支払開始日(契約日)の2ヵ月後となる場合は、第1回の分割払日に第1回と第2回の分割払金をお支払いします。

* 2 年12回払の場合、第1回の分割払日に第1回と第2回の分割払金をお支払いします。

- 分割払回数は、変更することができます。

* 請求書類が第一フロンティア生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)の直後に到来する年金支払日(年単位の応当日)における年金から変更後の取扱いを適用します。



・外貨建の場合、分割払金の円貨への換算に適用する為替レートは、分割払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替相場の変動などにより、受取額が変動します)。

・分割払金を外貨でお受け取りになる際には、その都度取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

年金の 受取り方②

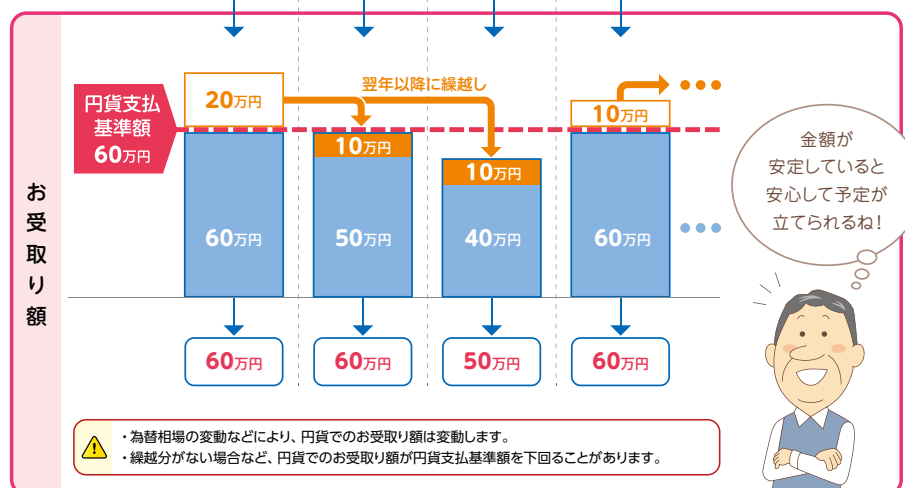
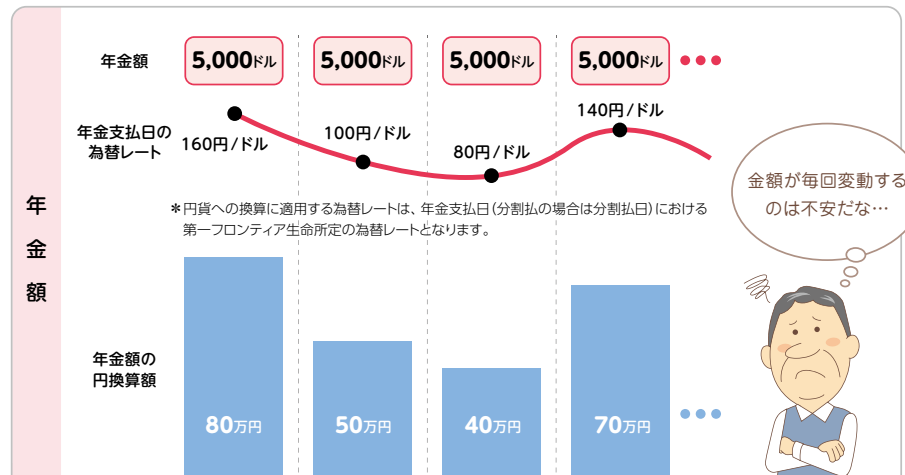
外貨建の場合、 円ベースでのお受取り金額を安定させます。

* 「年金の円貨支払額平準化特約」を付加した場合

▶P37・38

- 円ベースで受け取りたい金額(円貨支払基準額)を設定することで、為替などによる年金額の変動を抑えることができます(年金は円貨のみでのお受取りとなります)。
- 分割払の場合、分割払金に対する円貨支払基準額を設定します。
* 円貨支払基準額は10万円以上(分割払の場合は5万円以上)で設定いただけます。
- 円貨支払基準額を超えた金額は、次回以降に円貨で繰越し、円貨支払基準額を下回った場合に充当します。

<「指数なし」、年金額が5,000ドルで、円貨支払基準額を60万円に設定した場合のイメージ>



・為替相場の変動などにより、円貨でのお受取り額は変動します。
・繰越分がない場合など、円貨でのお受取り額が円貨支払基準額を下回ることがあります。

* 繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

年金支払期間中に、年金受取人が万一の場合

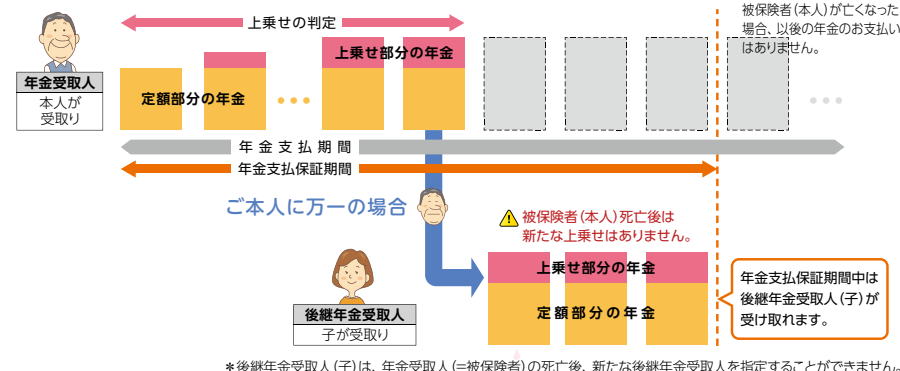
*被保険者と年金受取人が同一人の場合

- あらかじめ指定されたご家族(後継年金受取人)が、「残りの期間*」の年金を継続してお受け取りいただけます。 ※終身年金の場合「残りの年金支払保証期間」、確定年金の場合「残りの年金支払期間」
- 年金受取人と後継年金受取人が受け取る年金(「指数あり」の場合、定額部分の年金)の総額は、指定通貨建て一時払保険料以上となります。

<ご契約例>

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
	本人		子

<イメージ> 終身年金(指数あり)の場合



後継年金受取人は、定額部分の年金に加え、被保険者(本人)が亡くなる直前の「上乗せ部分の年金」もお受け取りいただけます。*確定年金の場合も同じお取扱いとなります。

- 年金を受け取る権利(年金受給権)は原則として、後継年金受取人の固有の財産となり、遺産分割協議の対象外となります。

終身年金

年金総額保証割合について

- 年金額の合計が一時払保険料に対して保証される割合です。
- 外貨建の場合は100%・110%・120%からご契約時に選択いただけます。円建の場合は100%のみとなります。
- 年金総額保証割合が大きいかほど、
 - ・「年金額」は小さくなります。
 - ・「年金支払保証期間」は長くなります。

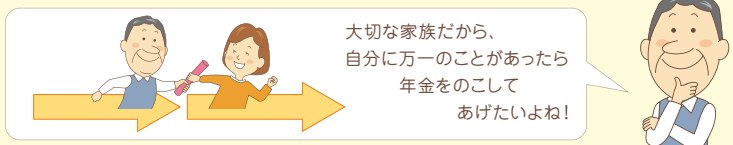
<イメージ> 年金総額保証割合以外の条件がすべて同じ場合

年金総額保証割合	年金額と年金支払保証期間
100%	年金額 大 年金支払保証期間 短
110%	年金額 中 年金支払保証期間 中
120%	年金額 小 年金支払保証期間 長

*「年金額」は、「指数あり」の場合「定額部分の年金額」を指します。

- 後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の課税対象となります。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。
- 外貨建の場合、相続税の課税対象額は円貨に換算したうえでの評価となるため、為替相場の変動による影響を受けます。

ご家族を被保険者・後継年金受取人に指定して、**終身年金** で一生の年金を引き継ぐこともできます♪

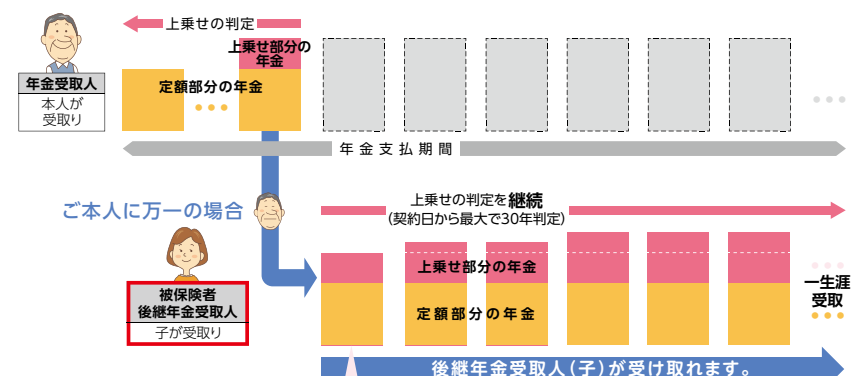


ご契約例

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
本人	子	本人	子

- 年金支払期間中に年金受取人(本人)が亡くなった場合、**後継年金受取人(子)が年金を引き継いで、一生受け取ることができます。**

<イメージ> 終身年金(指数あり)の場合



*後継年金受取人(子)は、被保険者が生存している限り、年金受取人の死亡後に新たな後継年金受取人を指定することができます。

後継年金受取人(子)が年金を引き継いだあとも、上乗せの判定が継続されるので、年金額がさらにふえる期待がもてます。

- 年金を受け取る権利(年金受給権)は原則として、後継年金受取人の固有の財産となり、遺産分割協議の対象外となります。

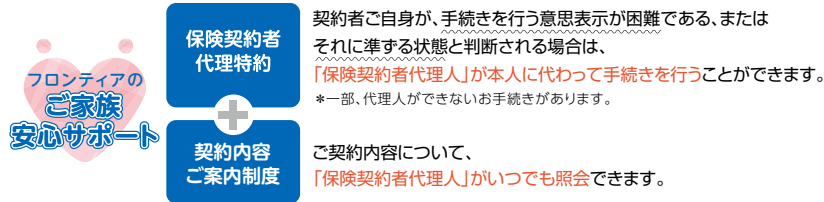
*上記のお取扱いは、確定年金でも可能です。後継年金受取人(子)が残りの年金支払期間の年金を継続して受け取ることができます。

- 被保険者が年金受取人より前に亡くなった場合、引き続き年金受取人が年金を受け取れます。ただし、年金のお受け取りは、終身年金の場合「年金支払保証期間中」、確定年金の場合「年金支払期間中」のみとなり、以後の年金のお受け取りはありません。
- 被保険者(後継年金受取人)の死亡後に年金受取人が亡くなった場合、原則、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

- 後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の課税対象となります。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。
- 外貨建の場合、相続税の課税対象額は円貨に換算したうえでの評価となるため、為替相場の変動による影響を受けます。

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

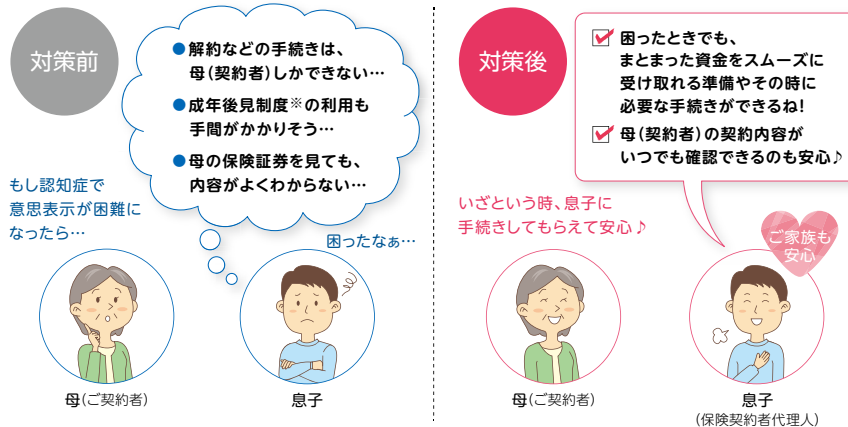


●ご家族（保険契約者代理人）がご契約者に代わって、お手続きや契約内容の確認を行えるよう、ご契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族（保険契約者代理人）にも契約内容を郵送でお知らせすることで、契約内容を共有します。

- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族（保険契約者代理人）に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

たとえば、母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に...



※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を付け、法律的に支援する制度です。

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

- 年金の受取口座の変更... 契約者本人口座または保険契約者代理人口座（契約者の子に限り）に変更できます。
- 年金の受取通貨の変更 ●解約（確定年金の据置期間中）、年金の一括払
- 届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行

*契約者が死亡給付金受取人として指定されている場合に限り、死亡給付金の受取り手続きができます。

△ 契約者・死亡給付金受取人・後継年金受取人・保険契約者代理人の変更などは、代理人がお手続きすることができません。

【お手続きにあたり一部条件がある場合があります。】

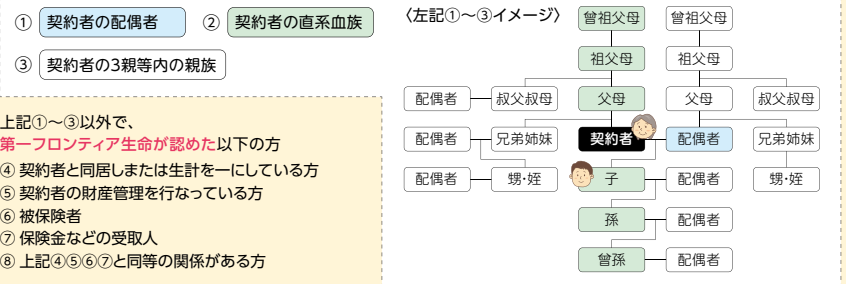
など

*本商品を含む、全ての第一フロンティア生命商品に関する内容となります。

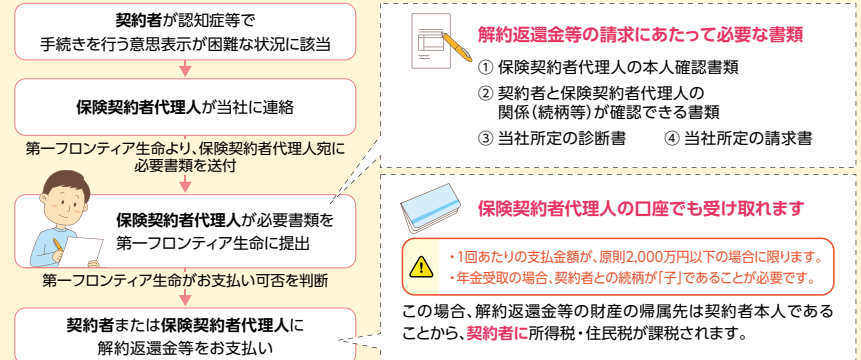
保険契約者代理特約 について

♥ 保険契約者代理人は、ご契約者※1が被保険者の同意※2を得て、以下の範囲内から1人指定できます。

※1 年金支払に移行後は、年金の受取人となります。（以下同じ） ※2 被保険者の死亡後はこれを要しません。



♥ 保険契約者代理人による代理手続きの流れは、以下のとおりです。（解約などの「支払系」手続きの場合）

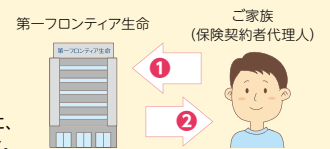


契約内容ご案内制度 について

♥ 契約の内容を保険契約者代理人と共有できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、保険契約者代理人に契約内容を開示します。

- ① 契約内容や手続き方法の照会
契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。
- ② 契約者の連絡先の確認等（契約者ご本人と連絡等が取れない場合）
契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



「フロンティアのご家族安心サポート」の内容について詳しくは、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認ください。



契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「通貨指定型個人年金保険(24)」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称		この冊子での表記
年金総額保証付終身年金		終身年金
指数連動部分付年金特則	適用あり	指数あり
	適用なし	指数なし
指数連動部分		上乗せ部分

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	 
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などにに基づき年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など

*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

ご契約内容のお知らせ

*確定年金の場合、据置期間中の「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

年金支払開始のご案内

*終身年金の場合はご契約後に、確定年金の場合は年金支払開始日の1~2ヵ月前に、年金受取人さま宛に発送します。

年金支払のお知らせ

*毎年の年金支払日の1~2ヵ月前に、年金受取人さま宛に発送します。

年金お支払明細 ▶P18

*年金のお支払いの都度、年金受取人さま宛に発送します。

*分割払の場合は、分割払金をお支払いの都度、分割払金お支払明細を発送します。

分割払金お支払総額のお知らせ

*分割払を選択した場合のみ、毎年1月に、年金受取人さま宛に発送します。

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後、お手続きの結果をお知らせします。

第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします!

登録
カンタン!

ネットで
便利!

ラクラク
手続き!

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
- 直近の解約返還金額の確認
- 解約のお手続き
- 運用期間満了時の年金原資額の一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
- 住所・電話番号の変更
- 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、各種お手続き書類のお取り寄せ など

*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している「ご契約状況(内容)のお知らせ」はマイページ上でも確認いただけます。
*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が変更になる場合があります。

ご契約後
および
据置期間中

年金支払
開始前

年金支払
期間中

各種お手続き
完了時



こんなときに
便利!

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

□座変更・名義変更
などの書類を
取り寄せたい

ご契約者

ご登録方法



保険証券に同封の「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が必要となります。

- ご契約のお申込みの際、年金の種類および年金額を定めるしくみをご指定いただきます。
(ご契約後、これらを変更することはできません。)

年金の種類	
終身年金	被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。 ● 契約日の1ヵ月後から年金をお支払いします。 ● 年金支払期間は、終身とします。
確定年金	選択いただいた期間、年金をお支払いします。 ● 据置期間(1年～10年)経過後から年金をお支払いします。 ● 年金支払期間は、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただけます。

年金額を定めるしくみ	
指数あり	積立利率などにに基づき契約日に定まる「定額部分の年金額」および参照指数の上昇率などにに基づき定まる「上乗せ部分の年金額」の合計額を年金額として定めるしくみ
指数なし	積立利率などにに基づき契約日に年金額を定めるしくみ

- 年金支払期間中に被保険者が生存している場合は、年金をお支払いします。
被保険者が死亡した場合でも、年金支払保証期間中(終身年金の場合)または年金支払期間中(確定年金の場合)は継続して年金をお支払いします。
- ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金の分割払を請求することができます。
- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合、死亡給付金をお支払いします。
*「終身年金」の場合は、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金のお支払いはありません。
- 指定通貨建の死亡給付金額や年金支払保証期間中(終身年金の場合)または年金支払期間中(確定年金の場合)に支払われる指定通貨建の年金の合計額は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 積立利率の適用期間は年金の種類に応じてつぎのとおりとし、積立利率の適用期間経過後は契約日における当社所定の利率が適用されます。

終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間
確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間 * 合計期間が30年を超えときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間となります。

- 商品のしくみ図(イメージ)については、▶P3～10 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

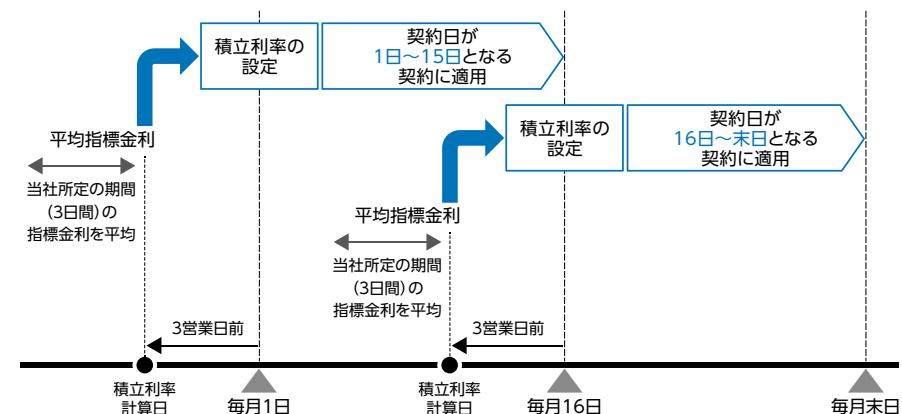
- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P42～46

4 積立利率について

- 積立利率は、積立金(一時払保険料をもとに積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。
積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 (▶P25-26 の表も ご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前)に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] -1.5% ~ +1.0% [豪ドル] -1.0% ~ +1.5% [円] -1.0% ~ +1.5%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利> 終身年金

指定通貨	契約年齢	指標金利
米ドル	40歳～64歳	加重平均インデックス利回り(対象年限15年)
	65歳～79歳	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
	80歳～90歳	加重平均インデックス利回り(対象年限5年) および 加重平均インデックス利回り(対象年限10年)を単純平均したもの
豪ドル	40歳～64歳	豪ドル15年金利スワップレート
	65歳～79歳	豪ドル10年金利スワップレート
	80歳～90歳	豪ドル5年金利スワップレートおよび 豪ドル10年金利スワップレートを単純平均したもの
円	40歳～64歳	20年の日本国債の流通利回り
	65歳～79歳	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
	80歳～90歳	5年の日本国債の流通利回りおよび 10年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの

<指標金利> 確定年金

指定通貨	据置期間	年金支払期間	指標金利
米ドル	1年～4年	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限5年)
		15年・20年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
		25年～40年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年) および 加重平均インデックス利回り(対象年限15年)を単純平均したもの
	5年・6年	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
		15年・20年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年) および 加重平均インデックス利回り(対象年限15年)を単純平均したもの
		25年～40年	加重平均インデックス利回り(対象年限15年)
	7年～10年	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年) および 加重平均インデックス利回り(対象年限15年)を単純平均したもの
		15年・20年	加重平均インデックス利回り(対象年限15年)
		25年～40年	加重平均インデックス利回り(対象年限15年) および 加重平均インデックス利回り(対象年限20年)を単純平均したもの

<指標金利> 確定年金

指定通貨	据置期間	年金支払期間	指標金利
豪ドル	1年～4年	10年	豪ドル5年金利スワップレートおよび 豪ドル10年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年・20年	豪ドル10年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	5年・6年	10年	豪ドル10年金利スワップレート
		15年・20年	豪ドル10年金利スワップレートおよび 豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	7年～10年	10年	豪ドル10年金利スワップレートおよび 豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年・20年	豪ドル15年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレートおよび 豪ドル20年金利スワップレートを単純平均したもの
円	1年～4年	10年	5年の日本国債の流通利回りおよび 10年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年・20年	10年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	5年・6年	10年	10年の日本国債の流通利回り
		15年・20年	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	7年～10年	10年	10年の日本国債の流通利回りおよび 15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年・20年	15年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	20年の日本国債の流通利回り

* 加重平均インデックス利回りとは、Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index BBB/Baaの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

* 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

* 指標金利の推移は ▶P56 をご参照ください。

5 保障内容について

死亡給付金 確定年金

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合は、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 死亡給付金額は被保険者が死亡されたときの基本保険金額と同額となります。
*終身年金の場合は、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金のお支払いはありません。

年金

- 被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存している場合は、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金支払日は、第1回の年金については年金支払開始日、第2回以後の年金については年金支払開始日の年単位の応当日とします。

	年金の種類	年金支払開始年齢										
終身年金	・契約日の1ヵ月後から、一生にわたって年金をお支払いします。 ・年金支払保証期間*中に被保険者が死亡した場合でも、年金支払保証期間中は継続して年金をお支払いします。  年金総額保証割合 指定通貨ごとに、以下のとおりとします。 <table><tr><td></td><td></td><td>100%</td><td>110%</td><td>120%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>100%</td><td></td><td></td></tr></table> ※年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額（「指数あり」の場合は「定額部分の年金額」の合計額）が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の直後の年金支払日の前日までの期間をいいます。 ※第1回の年金は契約日（年金支払開始日）の1ヵ月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日）に当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします。			100%	110%	120%			100%			40歳～90歳 （年金支払開始日 における 被保険者の満年齢）
			100%	110%	120%							
		100%										
確定年金	・据置期間（1年～10年（1年きざみ））経過後から、決まった期間、確実に年金をお支払いします。 ・年金支払期間中に被保険者が死亡した場合でも、年金支払期間中は継続して年金をお支払いします。  年金支払期間 10年～40年（5年きざみ）から選択	1歳～90歳 （年金支払開始日 における 被保険者の満年齢）										

- *年金額（「指数あり」の場合は「定額部分の年金額」）が1,000米ドル、1,000豪ドル、10万円を下回るお取扱いはできません。一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金の種類、年金総額保証割合（終身年金の場合）、据置期間および年金支払期間（確定年金の場合）があります。
- *ご契約後、年金の種類、年金総額保証割合、据置期間および年金支払期間の変更はできません。
- *年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは指定がないときは、原則、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。
なお、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更できます。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

■ 年金額は、以下のとおりです。

	終身年金	確定年金
指数あり	年金額は、「定額部分の年金額」と「上乗せ部分の年金額」の合計額となります。 <イメージ> 追加年金額 上乗せ部分の年金額 （＝追加年金額の累計額） 定額部分の年金額 定額部分の年金額 基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき、当社の定める方法により計算した金額となります。 上乗せ部分の年金額 第1回の年金支払日から毎年の年金支払日までの追加年金額（P29）を累計した金額となります。	
指数なし	年金額は、基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき、契約日に定まります。	

（次ページへつづく）

(前ページからのつづき)

■「追加年金額」とは、参照指数の上昇に応じて上乗せされる金額で、年金の種類に応じて毎年の年金支払日につぎの算式により計算される金額とします。

終身年金	$\text{定額部分の年金額} \times \frac{\text{その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率}}{\text{その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率}} \times \text{連動率}$ *第1回の年金支払日における追加年金額は0となります。
確定年金	●第1回の年金支払日 $\text{定額部分の年金額} \times \frac{\text{据置期間中に到来する各指数判定日における上昇率の合計}}{\text{据置期間中に到来する各指数判定日における上昇率の合計}} \times \text{連動率}$ *据置期間中も参照指数の判定を行い、上昇率の合計をもとに第1回の年金支払日における追加年金額を計算します。 ●第2回以後の年金支払日 $\text{定額部分の年金額} \times \frac{\text{その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率}}{\text{その年金支払日の前日の指数判定日における上昇率}} \times \text{連動率}$

*「上昇率」とは、各指数判定日の参照指数の値がその指数判定日に応じた基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎの算式により計算されます(0%未満の場合は0%とします)。

上昇率(%) =
$$\frac{(\text{各指数判定日の参照指数の値} - \text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値})}{\text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値}} \times 100(\%)$$

*「指数判定日」とは、契約日後到来する毎年の年単位の契約応当日の前日(年金支払開始日後については年金支払開始日の毎年の年単位の応当日の前日)とします。

*第1回の指数判定日に応じた基準日は、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とし、第2回以後の指数判定日に応じた基準日は、直前の指数判定日とします。

*「連動率」とは、参照指数の上昇を追加年金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は30%とします。

指数あり

・定額部分の年金額の計算にあたって、上乗せ部分の年金額を受け取るために必要な額を控除することから、定額部分の年金額は、「指数なし」の年金額より小さくなります。

・追加年金額は毎年の年金支払日に計算され、その計算に用いる上昇率が0%の場合には、追加年金額は0となり、その年金支払日においては新たな上乗せはありません。



・参照指数の判定は、契約日から30年後の年金支払日の前日までで行います(その後の判定は行わず、追加年金額は0となります)。

・契約日から30年後の年金支払日の前日までにつぎの(1)または(2)に該当したときは、それ以降、参照指数の判定は行わず、追加年金額は0となります。

- (1)被保険者が死亡した場合 (2)年金の一括払が行われた場合

・死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

6 年金の分割払について

■ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金の分割払を請求することができます。

■分割払回数は、年2回払、年4回払、年6回払(奇数月払)、年6回払(偶数月払)、年12回払からご指定いただけます。

*分割払金額(「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額)が、米ドル建は500米ドル、豪ドル建は500豪ドル、円建は5万円を下回る場合はお取扱いできません。

■分割払金額は、年金額をもとに、分割払回数に応じて、当社の定める方法により、同一保険年度における各分割払金額が同額となるよう計算した金額とします。

*「保険年度」とは、契約日または年単位の契約応当日からその直後の年単位の契約応当日の前日まで(年金支払開始日以後については年金支払日からその直後の年金支払日の前日まで)をいいます。

■分割払日は、分割払回数や年金の種類に応じてそれぞれつぎのとおりとします。

分割払回数	分割払日	
	終身年金(初年度)	終身年金(翌年度以後)・確定年金
年2回払	年金支払開始日の1ヵ月後、6ヵ月後の月単位の応当日	年金支払日、およびその6ヵ月後の月単位の応当日
年4回払	年金支払開始日の1ヵ月後、3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日	年金支払日、およびその3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日
年6回払(奇数月払)	年金支払開始日の1ヵ月以後の1月、3月、5月、7月、9月、11月の月単位の応当日*	1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払日の月単位の応当日 *年金支払日が奇数月の場合は年金支払日を含みます。
年6回払(偶数月払)	年金支払開始日の1ヵ月以後の2月、4月、6月、8月、10月、12月の月単位の応当日*	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払日の月単位の応当日 *年金支払日が偶数月の場合は年金支払日を含みます。
年12回払	年金支払開始日の1ヵ月後、および毎月の月単位の応当日 *第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。	年金支払日、およびその毎月の月単位の応当日

*第1回の分割払日が年金支払開始日の2ヵ月後の月単位の応当日となるときは、第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。

*月単位の応当日のない場合はその月の末日とします。

*「終身年金の初年度」における第1回の分割払金については、分割払金額に年金支払開始日から第1回の分割払日までの当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします(分割払回数が年6回払の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日となる場合を除きます)。

■ 円貨への換算に適用する為替レートは、分割払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替手数料はかかりません)。したがって、為替相場の変動により円貨でのお受取額は変動します。

■年金の分割払中に年金の一括払が行われた場合または主契約が消滅した場合で、未払分割払金があるときは、未払分割払金の現価を年金受取人にお支払いします。

■ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、当社所定の範囲内で、分割払回数の変更・分割払の中止を請求することができます。この場合、翌保険年度の年金から変更後の取扱いを適用します。

■上昇率の算出に使用する参照指数は以下のとおりです。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
参照指数	世界資産分散投資指数 (米ドル)	世界資産分散投資指数 (豪ドル)	世界資産分散投資指数 (円)
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル		
指数助言会社	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社		

*参照指数はゴールドマン・サックス・インターナショナルの独占的財産です。第一フロンティア生命は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこの保険のために参照指数の使用に関するライセンスを得ています。

*参照指数の対象資産に対する対象資産数量は、適用されるリバランス条件に従い、指数助言会社による定期的なリバランスに基づき指定されます。当該リバランスが、参照指数の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。

*この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社（総称して以下「ゴールドマン・サックス」）からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。

■参照指数の内容と投資対象資産は以下のとおりとなります。国内外の株式・債券を投資対象資産とし、所定のルールに基づいて資産配分と運用総額の見直しを行いながら運用した成果を示す指数です。

資産クラス	対象資産	投資対象
株式	国内株式	日本の株式市場の先物
	先進国株式	アメリカ・欧州・イギリス・カナダ・オーストラリアの株式市場の先物
	新興国株式	新興国の株式市場の先物
債券	国内債券	日本の国債市場の先物
	先進国債券	アメリカ・ドイツ・イギリス・カナダ・オーストラリアの国債市場の先物
短期金融資産（現金）		

■参照指数のしくみ(概略)は以下のとおりです。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

(1) 資産配分の見直し

- ・指数助言会社であるバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社は、独自の定量モデルを活用した基本資産配分戦略、戦略的資産配分戦略および機動的資産配分戦略により、資産配分比率を決定します。
- ・基本資産配分戦略では、各投資対象資産からバランスよく収益を獲得することで、長期的にリスクに対して効率的なリターンを獲得することをめざします。各投資対象資産の値動きが資産配分全体に与える影響が概ね均等になる資産配分をベースとして、事前に定められたリスク水準の範囲内で期待リターンが最大となる資産配分を月次で決定します。
- ・戦略的資産配分戦略では、基本資産配分戦略からの更なるパフォーマンス向上をめざします。複数の定量モデルによって足元の経済環境・市場環境などを分析し、資産配分を月次または週次で調整します。
- ・機動的資産配分戦略では、複数の定量モデルを活用し、投資対象資産の急落リスクを予測します。モデルの予測に基づいて資産配分を日次で機動的に調整することで、資産全体の大きな損失回避をめざします。

(2) 運用総額の調整

- ・これまでの値動きから測定した資産全体の価格変動率（ボラティリティ）に基づき、価格変動率（ボラティリティ）が大きい場合は運用総額（ポジション量）をへらして、価格変動率（ボラティリティ）の安定化をめざします。
- ・運用総額をへらす場合、へらした分は短期金融資産（現金）に配分します。

(3) 参照指数の算出

- ・主に以上の手順で計算した結果が円建の参照指数となります。米ドル建および豪ドル建の参照指数は、円建の参照指数の日々の損益に対して、対米ドルまたは対豪ドルで換算を行い算出します。
- ・参照指数の計算にあたり、複製コスト※が控除されます。
※参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。



参照指数への投資では、構成要素の価値上昇による収益が限定される可能性があります。参照指数への投資は投資による収益または損失に一定の割合を乗ずることによって、当該投資の価値の下落局面では価格変動リスクや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値の上昇局面では潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価値が上昇または下落した場合、参照指数に連動する投資が同様の割合で上昇または下落するとは限りません。



参照指数が消滅する等の理由によって、第一フロンティア生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の2ヵ月以上前に契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

8 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額／年金額		基本保険金額および年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。															
① 基本保険金額 (一時払保険料) もしくは 払込金額 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。	最低	指定通貨で入金する場合 <table><tr><td>米ドル</td><td>豪ドル</td><td>円</td></tr><tr><td>30,000米ドル</td><td>30,000豪ドル</td><td>300万円</td></tr></table>  「保険料円貨入金特約」を付加する場合 <table><tr><td>円</td></tr><tr><td>300万円</td></tr></table>  「保険料外貨入金特約」を付加する場合 <table><tr><td>払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル</td><td>払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル</td></tr><tr><td>30,000米ドル</td><td>30,000豪ドル</td></tr></table> * 保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。				米ドル	豪ドル	円	30,000米ドル	30,000豪ドル	300万円	円	300万円	払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル	払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル	30,000米ドル	30,000豪ドル
	米ドル	豪ドル	円														
	30,000米ドル	30,000豪ドル	300万円														
円																	
300万円																	
払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル	払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル																
30,000米ドル	30,000豪ドル																
最高	20億円相当額* *  第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。																
② 年金額	最低	<table><tr><td>指定通貨</td><td>米ドル</td><td>豪ドル</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>1,000米ドル</td><td>1,000豪ドル</td><td>10万円</td></tr></table> * 「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。				指定通貨	米ドル	豪ドル	円		1,000米ドル	1,000豪ドル	10万円				
	指定通貨	米ドル	豪ドル	円													
	1,000米ドル	1,000豪ドル	10万円														
最高	3,000万円相当額(終身年金の場合に適用)* *  第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 * 「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命が定める終身年金に加入されている場合、終身年金の年金額は通算して3,000万円相当額を超えることはできません。																
積立利率の適用期間		終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間														
		確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間 * 合計期間が30年を超えるときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間														

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

契約年齢 （ 契約日における 被保険者の満年齢 ）	<table><tr><td>終身年金</td><td>40歳 ～ 90歳</td><td>確定年金</td><td>0歳 ～ 89歳</td></tr></table> * ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。	終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	0歳 ～ 89歳					
終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	0歳 ～ 89歳							
年金支払開始年齢 （ 年金支払開始日における 被保険者の満年齢 ）	<table><tr><td>終身年金</td><td>40歳 ～ 90歳</td><td>確定年金</td><td>1歳 ～ 90歳</td></tr></table> * 確定年金の年金支払期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約 応当日の前日を限度とします。（年金支払開始年齢+年金支払期間≤122歳）	終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	1歳 ～ 90歳					
終身年金	40歳 ～ 90歳	確定年金	1歳 ～ 90歳							
据置期間・ 年金支払期間	<table><tr><td></td><td>据置期間</td><td>年金支払期間</td></tr><tr><td>終身年金</td><td>ありません</td><td>終身</td></tr><tr><td>確定年金</td><td>1年～10年（1年きざみ）</td><td>10年～40年（5年きざみ）</td></tr></table> * ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない据置期間、年金支払期間があり ます。 * 据置期間、年金支払期間ともにご契約後の変更は取り扱いません。		据置期間	年金支払期間	終身年金	ありません	終身	確定年金	1年～10年（1年きざみ）	10年～40年（5年きざみ）
	据置期間	年金支払期間								
終身年金	ありません	終身								
確定年金	1年～10年（1年きざみ）	10年～40年（5年きざみ）								
年金総額保証割合 終身年金	<table><tr><td>指定通貨</td><td>米ドル・豪ドル 100%、110%、120%</td><td>円 100%</td></tr></table> * ご契約後の変更は取り扱いません。	指定通貨	米ドル・豪ドル 100%、110%、120%	円 100%						
指定通貨	米ドル・豪ドル 100%、110%、120%	円 100%								
年金受取人	契約者または被保険者 * ご契約時は契約者をご指定いただけます。									
死亡給付金受取人 確定年金	被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定									
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定 * 後継年金受取人は1名のみご指定できます。									
年金種類の変更	取り扱いません。									
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。									
年金の分割払回数	年2回払、年4回払、年6回払（奇数月払）、年6回払（偶数月払）、年12回払 * 分割払金額（「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額）が、米ドル建： 500米ドル、豪ドル建：500豪ドル、円建：5万円を下回るお取扱いはできません。 * 分割払回数の変更・分割払の中止は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター までお申し出ください。									

円貨支払基準額の 設定金額 (年金の円貨支払額) 平準化特約		10万円以上(1万円単位) ＊基準額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター までお申し出ください。				
解約	据置期間中 確定年金	解約返還金をお受け取りいただけます。 なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 ＊請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。				
年金の 一括払	年金支払 期間中	<table border="1"> <tr> <td>終身年金</td> <td> 年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。 ＊年金の一括払が行われた後、残りの年金支払保証期間中に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。 </td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> <td> 年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金の一括払が行われた場合、ご契約は消滅します。 </td> </tr> </table> ＊請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を一括払請求日とし、その日の末払年金の現価を基準として年金の一括払時の支払額を計算します。	終身年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。 ＊年金の一括払が行われた後、残りの年金支払保証期間中に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。	確定年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金の一括払が行われた場合、ご契約は消滅します。
	終身年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。 ＊年金の一括払が行われた後、残りの年金支払保証期間中に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。				
確定年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 ＊年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 ＊年金の一括払が行われた場合、ご契約は消滅します。					
基本 保険金額 の変更	増額	取り扱いません。				
	減額	取り扱いません。				
契約者貸付		取り扱いません。				



付加できる特約について

(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

保険料円貨入金特約

- 保険料を円貨でお払い込みいただけます。
 - 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
- *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

保険料外貨入金特約

- 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。
 - 指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
- *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

年金の円貨支払額平準化特約

- 年金(分割払の場合は分割払金)の円換算額に円貨支払基準額を設定し、年金(分割払の場合は分割払金)を円貨で受け取る場合に付加できます。
 - 円貨支払基準額は、10万円以上(1万円単位)でご指定いただけます。
- *分割払の場合の円貨支払基準額は、5万円以上(1万円単位)でご指定いただけます。
- *基準額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- 年金(分割払の場合は分割払金)の円換算額が円貨支払基準額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の年金(分割払の場合は分割払金)の円換算額が円貨支払基準額を下回った場合に、積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。上乗せ後の金額が円貨支払基準額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。
 - 繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
- ただし、つぎのいずれかの場合には、年金受取人にお支払いします(それまでの繰越準備金があれば合算します)。

終身年金

- ・年金支払保証期間中に被保険者が死亡し、年金支払保証期間中の最終回の年金(分割払の場合は最終回の分割払金)を支払うとき
- ・年金支払保証期間中の最後の年金支払日後(分割払の場合は最後の分割払日後)に被保険者が死亡したことによって主契約が消滅したとき

確定年金

- ・年金支払期間中の最終回の年金(分割払の場合は最終回の分割払金)を支払うとき

- この特約の付加および解約の回数に、制限はありません(特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、年金受取人にお支払いします)。
 - 円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日(分割払の場合は分割払日)*における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替手数料はかかりません)。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
- *終身年金の場合の第1回の年金(分割払の場合は第1回の分割払金)については、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日(分割払の場合は第1回の分割払日)となります。
- *年金支払日(分割払の場合は分割払日)について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
- 年金の一括払時の支払金を「円貨支払特約」を付加してお受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を年金の一括払時の支払金として年金受取人にお支払いします(年金の一括払後、特約は消滅します)。
- *外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート(為替手数料はかかりません)で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。

年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)

- 年金(分割払の場合は分割払金)の円換算額に円貨支払基準額を設定せずに、年金(分割払の場合は分割払金)を円貨で受け取る場合に付加できます。
 - この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。
 - 円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日(分割払の場合は分割払日)*における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替手数料はかかりません)。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
- *終身年金の場合の第1回の年金(分割払の場合は第1回の分割払金)については、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日(分割払の場合は第1回の分割払日)となります。
- *年金支払日(分割払の場合は分割払日)について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。

円貨支払特約

- 年金の一括払時の支払金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。
- 年金の一括払などのご請求の際に付加できます。
- 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

フロンティアの 保険契約者代理特約 ご家族安心サポート

- ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
- 契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

10 解約返還金額および年金の一括払時の支払額について

■【据置期間中】解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \left[\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

⚠ 解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料）が上限となります。

■【年金支払期間中】年金の一括払時の支払額は、つぎの算式により計算されます。

・指数ありの場合

$$\text{年金の一括払時の支払額} = \left[\text{定額部分の未払年金の現価}^* \times (1 - \text{市場価格調整率}) + \text{上乗せ部分の未払年金の現価}^* \right] - \text{解約控除の額}$$

・指数なしの場合

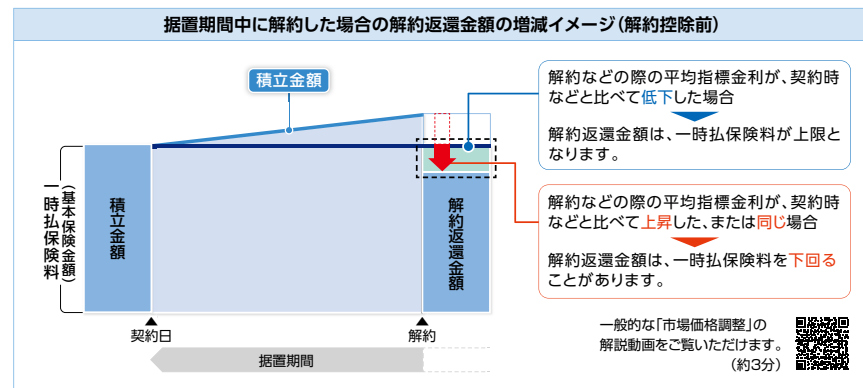
$$\text{年金の一括払時の支払額} = \left[\text{未払年金の現価}^* \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

※終身年金の場合は残余年金支払保証期間、確定年金の場合は残余年金支払期間における未払年金の現価とします。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約や年金の一括払の際の平均指標金利に応じて金額が増減します。

※「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額や年金の一括払時の支払額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日または一括払請求日の平均指標金利} + 0.10\%} \right]^{\text{調整年数}}$$

※「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日（一括払請求日）にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間および年金支払期間が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※「一括払請求日の平均指標金利」とは、一括払請求日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※「調整年数」は年金支払保証期間中（終身年金の場合）または年金支払期間中（確定年金の場合）の最後の年金支払日の前日までの月数などに基づいて計算します。なお、年金支払保証期間中（終身年金の場合）または据置期間と年金支払期間の合計期間（確定年金の場合）が31年を超える場合は、積立利率の適用期間の満了日までの月数などに基づいて計算します。

※解約返還金額や年金の一括払時の支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日または一括払請求日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日の市場金利と解約返還金計算日または一括払請求日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額または一括払請求日の未払年金の現価（市場価格調整の対象となる部分）に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈控除される率の例〉確定年金（据置期間10年、年金支払期間30年）で、適用されている積立利率が2.0%、契約日と解約返還金計算日または一括払請求日に適用される平均指標金利が2.0%の場合

・解約時（積立金額に対して）

年金支払開始日の前日までの残存年数									
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
2.10%	2.01%	1.91%	1.82%	1.72%	1.62%	1.53%	1.43%	1.33%	1.24%

・年金の一括払時（未払年金の現価に対して）

積立利率の適用期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.64%	0.59%	0.53%	0.48%	0.42%	0.36%	0.29%	0.23%	0.16%	0.08%

■年金の一括払に際して、契約日から30年後における年金支払日以降は、市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} \quad (\text{▶P42~45} \text{ をご参照ください})$$

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

- 市場価格調整を行うこと、解約をする際に解約控除がかかることなどの理由により、**ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。**



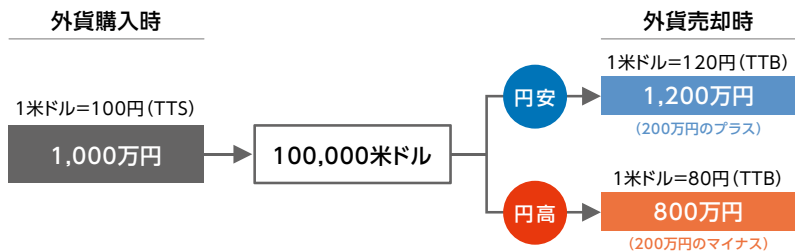
- 一括払請求日に積立利率が適用されている場合は、市場価格調整を行うことや年金の一括払をする際に解約控除がかかることなどの理由により、**ご契約後短期間で年金の一括払をしたときの「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。**

- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 為替リスクについて

■くわしくは ▶P46 をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



- TTS (対顧客電信売相場) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB (対顧客電信買相場) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- *為替相場に変動がない場合 (TTMが同値の場合) でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
- *TTM (対顧客電信売相場仲値) …TTS (対顧客電信売相場) とTTB (対顧客電信買相場) の中間の値です。

12 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

13 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P42～46 をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約の締結・維持などに必要な費用

■積立利率の計算にあたってはご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、当社所定の利率(積立利率の適用期間経過後)の計算にあたってはご契約の維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、あらかじめ差し引いております。

■「指数あり」の場合、定額部分の年金額の計算にあたって、上乗せ部分の年金額を受け取るために必要な額(年齢・性別などによって異なるため具体的な数値は表示しておりません。なお、指数助言にかかる費用も含まれます。)を控除しています。
また、参照指数の計算にあたって、複製コスト(事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。

*複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。

(参考)複製コストのシミュレーション結果:年率0.32%～0.64%の範囲
(対象期間:2007年5月～2025年11月)

ご契約の解約や年金の一括払などの際の費用

■ご契約の解約や年金の一括払などの際に、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約や年金の一括払などの際に必要な費用です。	基本保険金額に 解約控除率※を乗じた金額 (注)解約控除率は ▶P43～45 参照	ご契約の解約や年金の一括払などの際に控除します。

※指定通貨、年金の種類、適用されている積立利率、契約日から解約返還金計算日または一括払請求日までの経過年数、据置期間、年金支払期間および契約年齢に応じた率となります。
なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

▶ 次ページへ

解約控除率 終身年金 米ドル建・豪ドル建

適用されている積立利率	契約年齢	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3.00%以上	40～64歳	4.20%	3.57%	3.00%	2.48%	2.01%
	65～79歳	4.50%	3.64%	2.88%	2.20%	1.62%
	80～90歳	4.50%	3.44%	2.53%	1.75%	1.12%
3.00%未満	40～64歳	2.90%	2.58%	2.29%	2.01%	1.74%
	65～79歳	3.10%	2.64%	2.21%	1.83%	1.48%
	80～90歳	3.10%	2.51%	1.98%	1.51%	1.11%
適用されている積立利率	契約年齢	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.00%以上	40～64歳	1.59%	1.21%	0.89%	0.62%	0.39%
	65～79歳	1.12%	0.72%	0.40%	0.18%	0.00%
	80～90歳	0.63%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%
3.00%未満	40～64歳	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	65～79歳	1.17%	0.89%	0.66%	0.45%	0.29%
	80～90歳	0.77%	0.49%	0.27%	0.12%	0.00%

解約控除率 終身年金 円建

適用されている積立利率	契約年齢	経過年数				
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1.50%以上	40～64歳	2.70%	2.40%	2.13%	1.87%	1.62%
	65～79歳	2.80%	2.38%	2.00%	1.65%	1.34%
	80～90歳	2.80%	2.26%	1.79%	1.37%	1.00%
1.00%以上 1.50%未満	40～64歳	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	65～79歳	2.40%	2.09%	1.80%	1.53%	1.29%
	80～90歳	2.40%	1.98%	1.60%	1.26%	0.97%
1.00%未満	40～64歳	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%
	65～79歳	1.90%	1.68%	1.47%	1.28%	1.11%
	80～90歳	1.90%	1.59%	1.31%	1.06%	0.84%
適用されている積立利率	契約年齢	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1.50%以上	40～64歳	1.35%	1.08%	0.81%	0.54%	0.27%
	65～79歳	1.06%	0.81%	0.59%	0.41%	0.26%
	80～90歳	0.70%	0.44%	0.25%	0.11%	0.00%
1.00%以上 1.50%未満	40～64歳	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	65～79歳	1.06%	0.86%	0.68%	0.48%	0.24%
	80～90歳	0.71%	0.49%	0.31%	0.17%	0.07%
1.00%未満	40～64歳	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	65～79歳	0.94%	0.76%	0.57%	0.38%	0.19%
	80～90歳	0.64%	0.47%	0.32%	0.21%	0.11%

▶ 次ページへ

解約控除率 確定年金 米ドル建・豪ドル建

適用されている積立利率	据置期間	年金支払 期間	経過年数				
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3.00% 以上	1～4年	10年	5.00%	4.16%	3.37%	2.66%	2.04%
		15～20年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%
		25～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	5～6年	10年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%
		15～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
		7～10年	10～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%
3.00% 未満	1～4年	10年	3.50%	2.91%	2.36%	1.86%	1.42%
		15～20年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%
		25～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	5～6年	10年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%
		15～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
		7～10年	10～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%
適用されている積立利率	据置期間	年金支払 期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.00% 以上	1～4年	10年	1.50%	1.04%	0.66%	0.37%	0.16%
		15～20年	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		25～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	5～6年	10年	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		15～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
		7～10年	10～40年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%
3.00% 未満	1～4年	10年	1.05%	0.72%	0.46%	0.26%	0.11%
		15～20年	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		25～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	5～6年	10年	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		15～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
		7～10年	10～40年	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%

▶ 次ページへ

解約控除率 確定年金 円建

適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	経過年数				
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1.50%以上	1～4年	10年	2.80%	2.33%	1.89%	1.49%	1.14%
		15～20年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%
		25～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
	5・6年	10年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%
		15～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
	7～10年	10～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%
1.00%以上 1.50%未満	1～4年	10年	2.30%	1.91%	1.55%	1.22%	0.93%
		15～20年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%
		25～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	5・6年	10年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%
		15～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
	7～10年	10～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%
1.00%未満	1～4年	10年	1.70%	1.41%	1.14%	0.90%	0.69%
		15～20年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%
		25～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	5・6年	10年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%
		15～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	7～10年	10～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
適用されている積立利率	据置期間	年金支払期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1.50%以上	1～4年	10年	0.84%	0.58%	0.37%	0.21%	0.09%
		15～20年	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		25～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	5・6年	10年	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		15～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	7～10年	10～40年	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
1.00%以上 1.50%未満	1～4年	10年	0.69%	0.47%	0.30%	0.17%	0.07%
		15～20年	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		25～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	5・6年	10年	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		15～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	7～10年	10～40年	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
1.00%未満	1～4年	10年	0.51%	0.35%	0.22%	0.12%	0.05%
		15～20年	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		25～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	5・6年	10年	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		15～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	7～10年	10～40年	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

▶ 次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払いいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」における為替レート	TTM
「年金の円貨支払額平準化特約」における為替レート	(為替手数料はかかりません)

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお支払いいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート
(払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金(分割払金)、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

解約する場合などのリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の解約や年金の一括払などをする際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

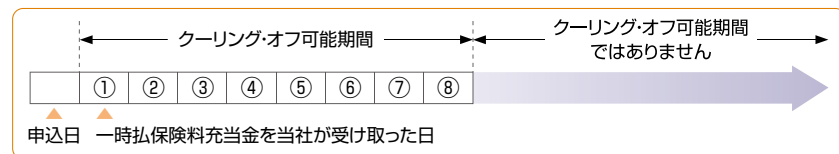
為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、**電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

- ①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス



*電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

- ②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） *上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送付先 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター	

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社へ保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
- ④為替差損（益）

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

- ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

- 入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、 契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日） における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

保障の開始は以下のとおりとなります (保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(**ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

解約返還金額や

「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額や、年金の一括払時の支払額はつぎの影響をうけます。
 - ① 市場価格調整
 - ② 解約控除
 - ③  円貨に換算した金額は解約時または一括払時の為替レート
 解約返還金額や、年金の一括払時の支払額の計算方法などくわしくは **▶P39-40** をご参照ください。

この保険には為替リスクがあります

- くわしくは **▶P46** をご参照ください。

給付金額などが削減されることがあります

- **生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

この保険にかかわる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの 留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 年金受取人または死亡給付金受取人が死亡された場合、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどを参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「年金の円貨支払額平準化特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金(分割払金)		年金支払日 (分割払日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金の一括払時の支払金		一括払請求日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
解約返還金	所得税(一時所得)となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
死亡給付金	所得税(一時所得)となる場合	支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
	相続税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)

*終身年金の場合、第1回の年金に限り、その円換算日は、年金支払日ではなく、年金支払開始日の1ヵ月後の月単位の応当日となります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の 適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
------------------	--

年金および死亡給付金などの税務上のお取扱い

■年金の受取時の課税

年金額から必要経費を差し引いた金額が、所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

$$\text{必要経費} = \text{年金額} \times 1 \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{年金受取予定総額} \times 2} \right)$$

※1 「指数あり」の場合、定額部分の年金額となります。

※2 年金の種類に応じてつぎのとおりとします。なお、指定通貨が外貨の場合は、年金支払開始日における為替レート(TTM)で円換算した金額とします。

終身年金の場合	年金額(「指数あり」の場合は、定額部分の年金額) × ①②のいずれか大きい方 ①年金支払開始日における性・年齢に応じた平均余命 ②年金支払保証期間
確定年金の場合	年金額(「指数あり」の場合は、定額部分の年金額) × 年金支払期間

※終身年金の場合、第1回の年金について、利息があればそれを含みます。

※必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

※2回目以降の年金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。

※終身年金における年金の一括払時の、雑所得の必要経費の計算の際にも、年金受取時と同じ必要経費率を使います。

※分割払が行われている場合は分割払金額をもとに計算します(当社所定の利率による利息があればそれを含みます)。

※ご契約者と年金受取人が別人の場合や後継年金受取人が年金を受け取る場合は、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

※ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

※年金受取人が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取ることになる場合、年金受取人の死亡時に別途相続税が課税されます▶P55。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。

必要経費は、第一フロンティア生命よりお届けする「年金お支払明細」または「分割払金お支払総額のお知らせ」の「必要経費等」で確認できます。(イメージ▶P18)

■年金の一括払時の差益に対する課税

年金の種類	年金の一括払時
終身年金	所得税(雑所得※3) + 住民税
確定年金	所得税(一時所得※4) + 住民税

■解約時の差益に対する課税 … 確定年金 で据置期間中に解約した場合

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20%源泉分離課税※5	所得税(一時所得※4) + 住民税

■死亡給付金受取時の課税 … 確定年金 で据置期間中に被保険者が死亡された場合

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※4) + 住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

※3 被保険者死亡後における年金の一括払の場合、所得税(一時所得※4)の取扱いとなります。

※4 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

※5 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

【ご参考①】年金受取時の課税の計算例(「終身年金」「指数あり」の場合)

<前提条件> 契約者・被保険者・年金受取人が同一人、

外貨建、女性、60歳(契約年齢)、一時払保険料(基本保険金額)の円換算額: 1,000万円、

年金総額保証割合110%(年金支払保証期間: 37年)、第1回の定額部分の年金の円換算額: 30万円※

受け取った年金の円換算額が35万円(うち定額部分の年金の円換算額が30万円)だった場合の計算は、

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= 350,000\text{円} - 273,000\text{円} = 77,000\text{円} \\ \text{必要経費} &= 30\text{万円} \times \frac{\text{定額部分の年金の円換算額} \times \text{一時払保険料の円換算額} \times 1,000\text{万円}}{\text{年金受取予定総額} \times 1,110\text{万円}} = 273,000\text{円} \end{aligned}$$

年金受取予定総額
① 平均余命は23年
② 年金支払保証期間は37年
⇒ ②の方が①より大きいため
30万円 × 37年 = 1,110万円

※終身年金の年金受取予定総額は、第1回の年金額(「指数あり」の場合は、第1回の定額部分の年金額)および、年金支払開始日における性・年齢に応じた平均余命または年金支払保証期間を用いて算出します。

※終身年金の場合、第1回の上乗せ部分の年金額は0となります。

また、実際には第1回の年金について、利息があればそれを含みますが、上記の例では考慮していません。

余命年数表(所得税法施行令別表より抜粋)

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
0歳	74年	80年	23歳	52年	58年	46歳	31年	36年	69歳	12年	15年
1歳	74年	79年	24歳	51年	57年	47歳	30年	35年	70歳	12年	14年
2歳	73年	78年	25歳	50年	56年	48歳	29年	34年	71歳	11年	14年
3歳	72年	77年	26歳	50年	55年	49歳	28年	33年	72歳	10年	13年
4歳	71年	77年	27歳	49年	54年	50歳	27年	32年	73歳	10年	12年
5歳	70年	76年	28歳	48年	53年	51歳	26年	31年	74歳	9年	11年
6歳	69年	75年	29歳	47年	52年	52歳	25年	30年	75歳	8年	11年
7歳	68年	74年	30歳	46年	51年	53歳	25年	29年	76歳	8年	10年
8歳	67年	73年	31歳	45年	50年	54歳	24年	28年	77歳	7年	9年
9歳	66年	72年	32歳	44年	49年	55歳	23年	27年	78歳	7年	9年
10歳	65年	71年	33歳	43年	48年	56歳	22年	26年	79歳	6年	8年
11歳	64年	70年	34歳	42年	47年	57歳	21年	25年	80歳	6年	8年
12歳	63年	69年	35歳	41年	46年	58歳	20年	25年	81歳	6年	7年
13歳	62年	68年	36歳	40年	45年	59歳	20年	24年	82歳	5年	7年
14歳	61年	67年	37歳	39年	44年	60歳	19年	23年	83歳	5年	6年
15歳	60年	66年	38歳	38年	43年	61歳	18年	22年	84歳	4年	6年
16歳	59年	65年	39歳	37年	42年	62歳	17年	21年	85歳	4年	5年
17歳	58年	64年	40歳	36年	41年	63歳	17年	20年	86歳	4年	5年
18歳	57年	63年	41歳	35年	40年	64歳	16年	19年	87歳	4年	4年
19歳	56年	62年	42歳	34年	39年	65歳	15年	18年	88歳	3年	4年
20歳	55年	61年	43歳	33年	38年	66歳	14年	18年	89歳	3年	4年
21歳	54年	60年	44歳	32年	37年	67歳	14年	17年	90歳	3年	3年
22歳	53年	59年	45歳	32年	36年	68歳	13年	16年			



ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【ご参考②】確定申告が不要となるケース

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

- ① 給与等の収入金額が2,000万円以下
- ② 給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

- * ①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
- * ②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。
- * 住民税については、申告が必要となる場合があります。

【ご参考③】年金受取中に年金受取人（ご契約者）が死亡された場合の課税評価額について

年金受取人（ご契約者）が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利（年金受給権）の評価額が相続税の課税対象となります。

年金受給権の評価額は、年金の種類に応じて以下のとおりです。

終身年金 の場合、つぎの①～③のいずれか大きい金額

- ① 年金の一括払時の支払額（▶ P39・40）をご参照ください
- ② 残余年金支払保証期間の未払年金について、予定利率で計算した年金の現価
- ③ 完全生命表で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

確定年金 の場合、つぎの①～②のいずれか大きい金額

- ① 年金の一括払時の支払額（▶ P39・40）をご参照ください
- ② 残余年金支払期間の未払年金について、予定利率で計算した年金の現価

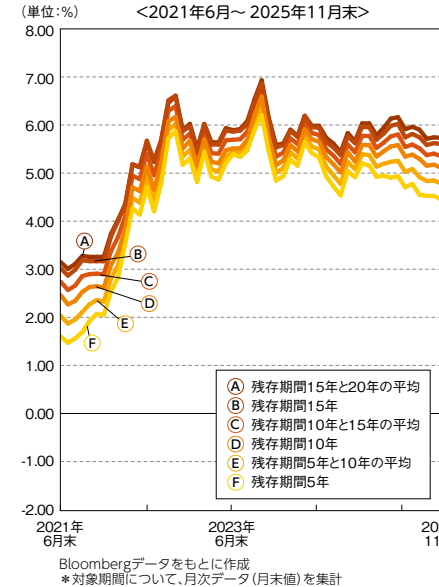
* 確定申告が不要となるケースや税務上の取扱いなど、くわしくは国税庁ホームページなどをご参照ください。



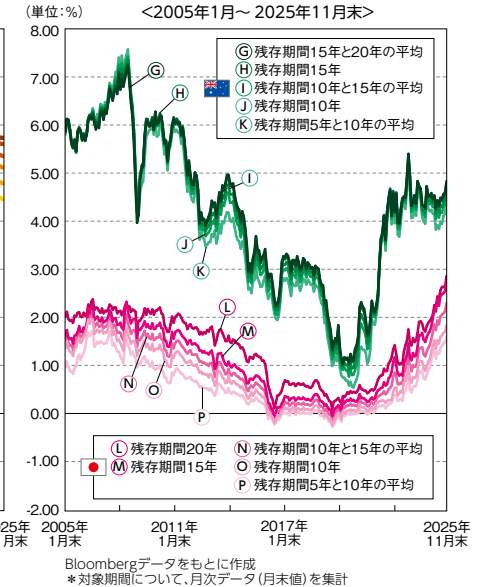
ここに記載の税務のお取扱いは2025年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

積立利率の算出のもとになる「指標金利」▶ P24～26」の推移

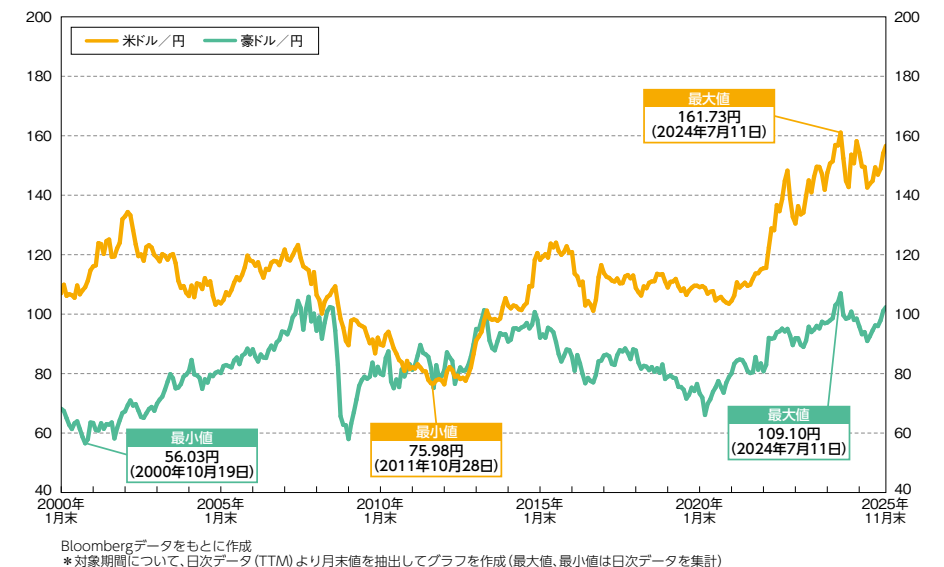
米ドル 加重平均インデックス利回り



豪ドル金利スワップレート 日本国債の流通利回り



為替レートの推移（2000年1月～2025年11月末）



お客さまからのお申出(苦情)事例のご紹介 ～お申込 み前にご確認ください～



第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

預金では
ありません



一定期間経過すれば、 解約しても元本が保証されると思った。

解約返還金額は、

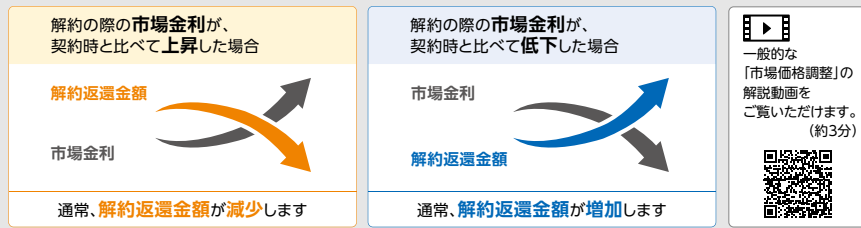
①契約時費用・解約控除等の費用 ②市場価格調整※ などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。

*解約返還金額について、くわしくは ▶P39・40 をご参照ください。

解約時の
最低保証は
ありません

〈上記②市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建てで元本割れすることがあります。

また、最低保証はありません。

⚠️ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

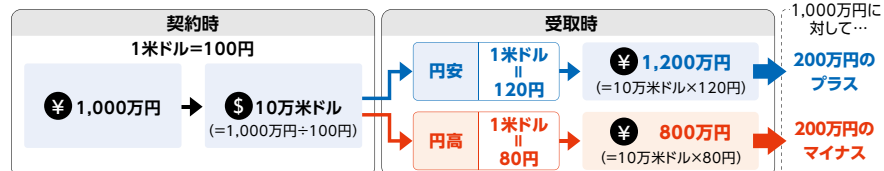


死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、 円ベースで最低保証されると思った。

外貨建
為替リスク
があります

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉



対象期間を勘違いしてしまい、 クーリング・オフができなかった。

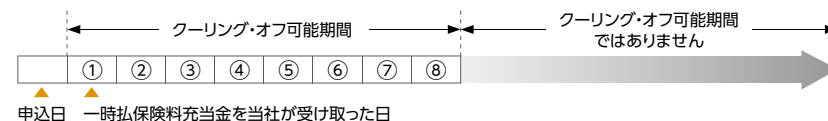
クーリング・
オフは
8日以内

お申込者またはご契約者は、

ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉



*クーリング・オフについて、くわしくは ▶P47・48 をご参照ください。



現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が
発生する
可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。

このほかにもご契約を乗り換えると、

商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

*現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項

ご契約中の保険契約の 解約に伴う不利益	新たな保険契約への 加入についての不利益
・費用(解約控除等)の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用(契約時費用等)の再負担 ・市場環境(為替・金利など)の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること

*上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。